

# 酒田市コミセン有料使用判断基準

## 団体・個人の定義

### ・減免団体

「コミセン使用料減免基準(以降、減免基準)」に該当し、減免許可を得た団体(1年更新、申請コミセンのみ許可)

### ・非営利団体

減免基準に該当せず、営利団体にも該当しない団体

#### 【主な非営利団体】

行政機関、地方公共団体、福祉団体、商工会議所、生活協同組合、農業協同組合、NPO団体、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、政治団体、宗教団体、労働組合、教育機関、住民による活動団体、その他これらに類する団体

**非営利団体・営利団体共に、使用用途によっては減免団体となる可能性があります**

### ・営利団体

株式会社等の会社法人、自営業等のほか、生徒・受講者を募集し月謝により指導するピアノや書道教室、その他これらに類する団体

### ・個人利用、私的利用

- ①個人利用：1人で利用する(団体と認められない)場合。
- ②私的利用：団体の活動目的が減免基準の「第1号(3)地域に居住する住民による各種サークル・趣味活動団体」他どの基準にも該当しない。

**2人以上の“団体”かつ「減免基準」のいずれかの項に該当する場合は、減免団体となります**

#### 【非営利団体の具体例】

行政機関：酒田海上保安部、山形地方法務局、酒田港湾事務所、酒田河川国道事務所、山形運輸局、庄内森林管理署、自衛隊(山形地方協力本部含)、ハローワーク他

地方公共団体：山形県庁(庄内総合支庁、庄内保健所含)、他市町村

福祉団体：社会福祉法人、医療法人(個人事業・一般社団法人含)、授産団体(福祉事業所)他

政治団体：(投票獲得の意図の無い)立候補・選挙運動の準備行為、(選挙管理委員会を通した)個人演説会、政党演説会等

教育機関：高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、(酒田市外の)幼稚園、小・中学校

諸団体：(中学校区外の)部活動、スポ少、PTA、子ども会、サークル(非営利団体の)関連団体(〇〇友の会等)

# 酒田市コミセン有料使用判断基準

## 有料利用（通常使用料）

### ・非営利団体の使用例（営利とみなさない場合）

「無料または実費相当（チャリティ事業は可）の負担で行事（イベント・教室等）を開催する」

「原価相当の価格で、該当事業の必要経費に充当する程度の売上げを見込む物品販売会を開催する」

「法人格を持つ非営利団体が団体の根拠法で認められた範囲内で収益活動を行う」

### ・営利団体の使用例（営利とみなさない場合）

福利厚生：健康診断、親睦会、レクリエーション

**福利厚生事業の、他団体との合同開催は一律に営利目的とみなします**

(1)公益性：ボランティア事業、チャリティ事業

地域住民対象かつ実費相当の事業

(2)公共性：各種事業（公共工事、交通、郵便、電気、ガス、通信、放送等）の説明会

報道機関の意識調査、研究機関等の学術調査等

### ・個人利用、私的利用の使用例（営利とみなさない場合）

#### ①個人利用

「軽スポーツやオンライン会議等のために部屋を個人（1人）で使用する（営利目的を除く）」

#### ②私的利用

「一家族で休憩や団らんのために使用する」

「親戚が集まって法事を行う」

■ 営利団体が行う事業でも、地域住民を対象とした、

**(1)地域社会づくりに資する事業(公益性)** または

**(2)地域社会への影響の大きい事業(公共性)**

を実施する場合は、営利目的とみなさず、通常の有料利用となる場合があります。

“事業”が非営利目的となるかどうかの線引きは、「事業の内容が上記の要件(1)(2)に該当するか」「参加者からどの程度会費を徴収するか」で判断します。会費の目安は“無料または実費相当(チャリティは可)”です。

チャリティ事業とは、事業の収入から必要経費を差し引いた収益金を全額寄付することにより収益が生じない事業を指します。

# 酒田市コミセン有料使用判断基準

## 営利目的（2倍）

### ・ 減免団体・非営利団体の使用例（営利とみなす場合）

「**実費相当以上の入場料・参加費を徴収し**、広く一般客を募り、行事（イベント、教室等）を開催する」

「原価以上の価格で、**該当事業の必要経費に充当する以上の売り上げを見込む**販売会（フリーマーケット、作品の展示販売会、野菜の直売、模擬店等）を開催する」

### ・ 営利団体の使用例（営利とみなす場合）

「**直接収益に結びつく使用**（販売会、商品説明会、講演会、商談等）」

「**直接収益に結びつかない使用**（会議、研修会、面接、作業場・物置場・休憩所としての利用等）」

「販売、放送または放映を目的として、コミセンを撮影・録音・録画の場として利用する」

### ・ 個人利用の使用例（営利とみなす場合）

「製品作成等、個人事業主・フリーランスが営利目的で使用する」

「リモートワーク等、営利団体に属する個人が業務の為に使用する」

## 興行（5倍）

- ・ 観客を集め、料金を取って**演劇・音曲・映画・興行試合（スポーツ等）・見世物**などを催す

■ 興行 …種々の**娯楽**の企画・公演をさす

■ 展示会…主たる目的が**知識を普及会得**せしめること

■ 講演 …主にある題目に沿って話し、**学習要素**のあること

■ 減免団体でも、**減免を許可された理由以外**で使用する際は、営利目的とみなされる場合があります。

「市から業務委託を受けた営利団体が減免許可を得たが、委託業務以外の事業で使用する」

■ 非営利団体でも、**実費以上の会費を徴収して**事業を行う際は、営利目的とみなされる場合があります。

「**（法人格のない）**非営利団体が、販売会等を主催し、広く一般客を募り、必要経費以上の売り上げを得る」